

画像贊の語る宇喜多能家と戦国政治史

齋藤 夏来

はじめに

今日に現存する中世俗人の画像贊は、多く五山僧など禅僧が手掛けたものである。従来こうした画像贊は、禅宗の葬儀で用いられる掛真仏事のためのものであり、いわば葬儀の遺影に記された空疎な褒詞であるから、史料として検討する価値などあるのかと、懐疑的にみる通念が強かったと思われる。しかしこうした通念や疑念は事実在即しているのだろうか。現存する中世の人物画像は膨大な数量にのぼるものの、挿絵、曼荼羅、絵系図、下絵画稿、壁画彫刻、図巻などの形態を除き、菅原道真（天神）、聖徳太子、藤原鎌足、このほか書家や連歌師など、半ば信仰対象となつている俗人画像も除き、現存画像が激増する安土桃山期以後の作例も除いたうえで、容姿は僧尼形であつても像主は俗人だと伝えられるものを含めて掛物仕様の俗人画像を集めてみると、暫定値で一七五点となる。このうち、五山僧など禅僧の著贊を有するのは八五点（四八・五％）であるから、圧倒的多数というわけではないが、中世俗人画像群の中で主要な一群を占めることは間違いない。

画像贊の語る宇喜多能家と戦国政治史（齋藤）

違いない。重要なのは、こうした画像贊によって、寿像つまり像主の生前の画像だと判明するものが、少なくとも二七点存在する事実である。画像原本は現存せず、五山僧の語録などで確認できる事例でも、寿像贊はむしろ一般的である。像主の死後に作成された遺像贊についても、何周忌かにあたり夫妻や子息や臣下のために応じて著されたものが多く、禅宗の掛真仏事のためだけの作例と断定できるものはほとんど見受けられない。大永四年（一五二四）著贊の宇喜多能家^{よき}画像（岡山県立博物館所蔵^①、国指定重要文化財）も、像主本人の死去までにはまだ間のある健在期の生前寿像である。

能家画像贊の著者である五山僧の九峰宗成について、かつて玉村竹二は、足利義政の子、松王丸の出家したものかと述べ、「蔭涼軒日録」の寛正期から明応期にいたる所見を追った。宮島新一、今泉淑夫、朝倉尚らも、玉村の見解にとくに修正を加えていない^②。しかし松王丸は、義政による廃嫡で寛正四年（一四六三）に出家させられるものの、文明四年（一四七二）に復権した斯波義良であるから、寛正期の宗成と延徳期以後の九峰とは別人であ

る。延徳以後の九峰は、室町殿の側近として蔭涼職をつとめた亀泉集証に仕え、詩文に通じ、時に亀泉の男色に苦言を呈するなど、一定の存在感を示している。⁴なかでも延徳三年（一四九一）十一月から、亀泉の私寮であった松泉軒の後継者に二葉軒飛鳥井雅康の息を迎える話が進み、九峰は別所則治らと評議し、檀越赤松政則の了解を得るものの、のち政則の異論により頓挫した一件が生じている。⁵九峰はおそらく赤松氏被官層の出身で、彼らの間に人脈を有した五山僧で、大永四年に赤松氏被官浦上氏との関係から、宇喜多能家画像贊を執筆したのである。ただし玉村や今泉らは、亀泉が死去し「蔭涼軒日録」が途絶えたのちの九峰の消息は不明と述べるに止まり、能家画像への著贊の事績を見過ごしている。九峰は、画像贊によれば五山最高位の南禅寺住持に補任されているが、語録を残すほどの五山の代表的な高僧ではなく、そのような平均的な五山僧が、やはり平均的な国人の一人であった宇喜多能家のために長大な寿像贊を著した事実は、専門的な五山文学の研究では顧みられてこなかったのである。

他方、美術史や宇喜多氏研究において、能家画像贊の重要性はそれなりに意識されてきたものの、岡山県史における石田善人の通史叙述を上回るような専論は現れていない。⁶当の石田は画像贊について、「このような贊文の常として、像主の功績を最大限に誇張して贊美することを考慮しなければならないが、記述された内容は、像主の伝記の基本資料になるものである」（一一〇頁）

と述べる。近世の軍記物類よりは画像贊の史料的价值が高いという趣旨である。その一方で石田の叙述は、寺社本所の古記録や古文書などを欠く事項について画像贊を参照する傾向を示す。おそらく、画像贊は近世編纂物には優るものの、古文書・古記録には劣る史料だという評価が暗黙の前提となっている。これはもとより石田のみの責ではなく、近年の宇喜多氏研究を担う一人である渡邊大門も、画像贊は「同時代に成立したものであり、信頼を置くべき点が多い」ものの、「その活躍振りに関して、大袈裟な表現があるように感じる」と述べる。⁷しかし贊のどのような記述が「誇張」「大袈裟」であり、贊の史料的な価値をどのように損ねているのか、具体的に論じられているわけではない。本稿では、画像贊の記述を丹念に読み取ること、むしろ古文書や古記録の側に読み直しを迫られる部分がでてくる可能性を注視したい。

検討の前提として、原本の高精細赤外線撮影画像に基づく翻刻案を提示する。句読点を付し、原本の紙幅上の改行箇所は「」で表示し、本論で読み下すなど検討を加える箇所には○番号と傍線とを付す。字体は不統一も含めできるだけだけ原本に忠実な復元に努め、近世謄写本類に基づく推測や、字体以外の『大日本史料』との異同箇所等を傍注する。⁸

智勇兼備、功名遂全、①本貫為百濟王、兄弟曾来兒嶋、中古立三宅姓、②雲仍河酌和泉、恭而／安温而勵、行無邪言無偏、進思盡

退思補、管仲匡〔書〕。桓有封邑於十餘世、攻必取戰必〔書〕。韓信〔書〕。漢祖延炎運乎四百年、一鄉懷寬和德、闔國伏雄畧權、屬赤松軍挫松田兵、出下略〔用上略依則〕。宗命祖宗助左、有一天無二天、荊樹風吹厚同株好、蘭蓀露湛餘繁華妍、君々臣々、〔南〕山可移節義勿易、父々子々、東海雖竭忠烈豈遷、規摹遠々、瓜瓞綿々、殺活縱橫、〔著〕□々揮金剛劔摧魔群隊、與奪自在、念々張禪那弓鳴神通弦、看々、禎祥家給椿齡永、〔美〕□葉春龜兩八千

竊按和泉之前司能家〔書〕③々牒、④上世居乎百濟國、甫兒時兄弟三人泛舶來于備前一嶋、始厝新第、〔書〕旗幟皆書兒字為紋矣、仍其所曰兒嶋焉、中年立姓稱三宅、而有武名、諸孫瓜葛乎備之縣鄉邑、而号宇喜〔書〕多、地利乎人和乎烏虜命乎、昔文治之比、丁源平騷乱之日、與佐々木三郎戰藤戸浦矣、比年歸紀氏、代為股肱、〔書〕近頃⑤明應六年、江州前司紀宗助畧地于州之伊福郷、軍不利退禦嶮、松田之兵圍之四面、能家獨身入宗助〔書〕、身被堅執銳、相戰四十日、一日勝鹿田軍、群敵解圍而去矣、宗助鼻十數人之首、凱歌而旋焉、⑥八年、紀則宗〔書〕美作前司禍起蕭牆、與播之東軍戰、退日山陣入白幡〔書〕、親族群臣首鼠不為者夥矣、能家切齒〔書〕勵聲曰、人生一世之間、焉能史々有二乎、乃歸則宗、衆皆愧能家言而屬則宗、〔云々〕於於爰輿幼主而入下野〔書〕前司源政秀之播之塩屋壘、力戰數矣、據相府台命、細川故右京兆政元差中使、永東西和議、三國〔力之〕離心頓休矣、⑦文龜二年、戰于備之矢津、能家一身單刀而斬有松洎其徒二人之首焉、⑧三年、於備之〔書〕牧石原屢戰蒙疵、斃勅敵有

功矣、⑨永正十五年、紀村宗以事入三石壘、群下有噤水不決一焉、能家〔書〕寧為牛後卒不作佗方臣、誓歸乎村宗、細川今京兆高國投書感忠議至誠矣、⑩十六年、村宗舍弟宗久〔書〕在香々登壘〔與阿兄絶矣能〕、〔書〕家在彼〔書〕、乃通書告諭乎村宗而曰、臣若出壘則必有事矣、一夕脫而往備〔書〕西縣矣、⑪同年十月、能家〔書〕二千餘、陣乎新田安養寺、侵掠圍三石播軍之後、而勦力乎村宗焉、〔書〕播軍忽解圍而退矣、⑫十七年十月八日、戰勝于作之飯岡原、敵軍溺死乎河水者數十輩、斬首有級矣、〔書〕十月三日、村宗入作陽、陣乎岩山南、能家將二千餘從焉、敵軍如雲、其勢難當、士卒皆散、纔殘者〔書〕七十人、同四日、能家一戰而勝、同七日、敵軍瓜潰矣、村宗斬數百首、歸于三石、⑬大永二年、播東軍〔書〕紀村國以下、從淡入播壘于大貫山、村宗則圍其左右者數重矣、于時但之守山名次郎、乘間〔書〕入播之永良、東西軍互計而請成焉、蓋捐吾邦讎而与他山名之軍決戰也、既而和議就矣、〔書〕翌早村國變〔書〕挑戰、能家據嶮半日程、小男四郎先倡而戰死矣、能家直欲入軍中決殊死、敵軍忽潰、斬數百首、歸村宗軍焉、細川家臣河原林寺視而聞之、高國乃以書感其功、〔書〕于後從村宗至高國、則賜湛盧之精、泛駕之騎、能家長跪受焉、寬華袞之榮也、以至則宗〔書〕宗助〔書〕村宗、〔書〕簡書而固傳家、不可遺之、盈匣而秘之、僉曰、軍中一韓也矣、⑭山野出入紀氏〔書〕之門者五十年餘、以故衆臣皆有耐久之故意、能家法諱常玖、子字之曰文仲、寄斯像〔書〕求贊辭、不勝〔書〕、書拙語、以條理數件功〔書〕于右云爾

皆大永四年歳在甲申秋八月吉辰 前南禪〔金剛經十參雨夏〕 九峯宗成

一 出陣のついで

宇喜多氏の出自について、九峰は贊①で「本貫百濟王た為り」、贊④で「上世百濟國に居れり」と記す。能家本人から提供されたとみられる贊③「家牒」に基づく記載であろう。このことが歴史的事実かどうか、信頼性の高い史料による検証は不可能だが、従来から「海賊的側面を物語っている」とされ、海外交易にもつらなる商人的存在を想定し得る。百濟から到来した宇喜多氏先祖の着岸地は児島とされるが、石田善人は、近隣に「宇喜多」「浮田」などの地名はないと指摘する（一八三頁）。このこともまた、同氏がこの地域の生え抜きの勢力ではなかったことをうかがわせる。一般に能家の孫とされる直家の勢力が、吉井川の上流にまで及んでいたことに着目した岸田裕之は、関連城跡の立地も参照しつつ、宇喜多氏が農業生産力よりも河川交通や内海水運に依拠していた側面を積極的に展望した。関ヶ原の戦いに敗れた「宇喜多牟人」が、東北の鉾山開発に大挙進出した形跡があるという山口啓二の指摘も想起したい。渡邊大門もまた、「宇喜多氏は最初から単に武士としてではなく、商人的な性格を持っていた」と述べた。これに対し大西泰正は、「右の記述が（ことに商人的云々は）推理の域を出ず、（渡邊自身が信憑性を保証する）「宇喜

多和泉能家人道常玖画像贊」との整合性という部分でも、読者に拙速の感を与えるようにも見受けられる」と批判した。大西自身も、宇喜多氏の「商人的な性格」について「一概にこれを否定したくはない」とするが、能家の画像贊からそうした内容を読み取れるのかという批判は正当である。

宇喜多氏をとりまく地域史に関わる中世史料から確認しておく。たとえば元亨二年（一三二二）の年紀をもつ「西大寺境内古図裏書等」がある。鎌倉末期にさかのぼる原本かどうかはともかく、裏書によれば、酒屋、魚座、餅屋、菴屋、鋳物座などが参集し、家別等で年間に百文から三百文程度の公事や酒が「国方地頭方」に献上されたらしい。このうち「国方」は、後筆で「別当」と改竄されているらしく、成光寺や清平寺がとめた西大寺の別当が、これら公事の徴収権限を確保していたのであろう。こうした諸権力による公事の賦課に耐える利益を生み出す商工業者の営みが、吉井川河口域でみられたのである。

西大寺には、能家に先立つ宇喜多氏関連の古文書もいくつか伝わる。文明元年（一四六九）五月十六日付の宇喜多五郎右衛門入道沙弥宝昌寄進状によると、宝昌は名主職の保持者で、その限りでは百姓上層とみなし得る。西大寺への寄進地につき、「親類他人」や「子孫」に「違乱」や「煩」があった場合には、「公方として御罪科に処せらるべき」ことを期しており、「公方」の支配に服していたと分かる。文明二年五月二十二日付の宇喜多修理進

宗家渡状の場合、西大寺領に関する浦上氏や島村氏の指令を執行したもので、「宗」の字は浦上則宗の偏諱を受けたのではないかと指摘されている¹⁷⁾。延徳四年（一四九二）七月二十五日付の宇喜多藏人佐久家寄進状をみると、久家は金岡東莊領家之内西大寺市に権益を有しており、備前難波氏の知行問題に関する発給書状の存在も紹介されている¹⁸⁾。

宇喜多能家の本姓は、画像賛によれば三宅であり、和泉守を名乗っているが、田中健夫や三宅克広が検討した備中の三宅和泉守国秀をめぐる一件も参照しておきたい¹⁹⁾。琉球に伝来した天文五年（正しくは天文二年・一五三三か）九月十六日付の島津氏被官連署状は、琉球国三司官に対し、「先年三宅泉州国秀」が「貴国競望」のため薩摩に到来したものの、薩摩は琉球と「同程」の間柄であるので、「畿内」と「義絶」することも厭わず「即時刑戮」したのであり、今後またとえ「將軍家之御下知」を帯びた「軍兵」が下向したとしても、琉球への「兵船」は「遮」と述べている。同じく琉球に伝来した島津氏被官宛、年紀未詳十一月五日付の今岡民部太輔道詮書状によると、三宅和泉守は「備中州蓮嶋」の人物で、「公方様」の「御下知」をもって琉球へ向かったが、薩摩側に阻止殺害されたため、今岡は、「蓮嶋」が自身の支配地域（我等申付在所）であることから、薩摩へ報復すべきところ、そうしないかわりに琉球への海路に便宜を図るよう求めている。田中や三宅ら先学によると、三宅氏はおそらく堺商人の一族で、

備中連島に三宅氏本家のものとされる中世墓地跡があり、今岡氏は村上氏と並ぶ伊予の海賊衆で、連島まで支配下に置いていたかどうかは疑わしいものの、三宅氏など堺と薩摩とを往来する商船を警固し課税する力は持っていたであろうと考えられている。

ところで三宅国秀は、琉球側の中世文献によると「畿内」ないし「將軍家」の指示のもとで琉球をめざしたとされるが、薩摩側の近世文献では一転して「上意」により「誅罰」されたとある。

この「上意」の主体を「義澄」とする文献もあるが、正しくは「義植」とみるべきなのだろう。こうした矛盾は、永正十八年（一五二二）三月の義植政権崩壊に伴う大内・細川連合政権の解体、細川高国に擁立された義晴政権の登場に連動し得る。義植没落直前とみられる二月十一日段階で、島津忠朝は早くも渡唐船をめぐる大内氏と細川氏との対立を察知し、どちらにも与しない姿勢を示している²⁰⁾。しかし大永三年（一五二三）の寧波の乱を経て、一時断絶した日明関係を回復すべく、明皇帝の勅書が琉球経由で京都の義晴・高国政権へもたらされると、島津氏の使僧等をつとめている明星院がこの事実を大内氏へ内報している²¹⁾。義植自身は阿波で大永三年に死去しているものの、薩摩の中には義植や大内氏に連なろうとする勢力が存在したのであろう。つまり三宅国秀は、京都の義晴・高国政権の後盾を得て、薩摩から琉球をめざしたものの、義植・大内氏側に与する薩摩内の勢力によって阻止・殺害されたと考え得る。そうだとすればこの一件は、近世

の文献に記されているような永正十三年の出来事ではなく、義植政権が崩壊した永正十八年から、義晴政権と大内義隆との和解が成立した享禄三年（一五三〇）⁽²²⁾までの間の出来事だと考えられる。これらの動きに先立つ明応七年（一四九八）には、島津忠朝の配下で、備前牛窓の「所質」として、富嶋与太郎の唐船荷物を備後国尾道で「押取」など、海上交易をめぐる影響力を瀬戸内方面に及ぼしている。⁽²³⁾三宅国秀の殺害後も、島津氏に琉球渡海への協力をもとめた今岡道詮⁽²⁴⁾など、瀬戸内の人々が薩摩島津氏など遠隔地の勢力と交渉することは日常的だったのだろう。三宅国秀の同名異人ともいべき宇喜多能家が、あえて浦上氏を介し細川高国に連なろうとした理由も、島津氏のような勢力を相手とする広域にわたる交易事情が絡んでいたのではないか。

ここまで、画像贊をとりまく地域史料を中心に、宇喜多能家の商人的な出自の可能性をみてきたが、画像贊自体からこうした可能性を読み取ることはできるだろうか。

画像贊をみてゆくと、同時代の関連史料を確認できない局地戦として、贊⑤明応六年（一四九七）の備前伊福郷をめぐる戦い、贊⑦文亀二年（一五〇二）の備前矢津をめぐる戦い、贊⑧翌三年備前の牧石原をめぐる戦いの記述がある。このうち明応六年の戦いについて、石田善人は、將軍直属の奉公衆である松田氏方の勢力と、守護につらなる浦上氏・宇喜多氏方の勢力との抗争だと読み取っている（一一七〜八頁）。他史料を援用するならば、そう

した客観的な情勢を読み取り得るのかもしれないが、画像贊に固有の情報としてむしろ注意したいのは、人名よりも地名である。

伊福は山陽道をかなり西進した地点だが、矢津や牧石原は、それよりも東へ後退した地点となる。浦上氏の勢力は、東の播磨から山陽道沿いを西進したが、吉井川を越えたあたりから在来の勢力の本格的な抵抗をうけたであろうこと、伊福、矢津、牧石原といった山陽道沿いの要所は、一遍聖絵で著名な近隣の福岡市にも類似した流通上の拠点であったろうこと、吉井川河口部を拠点としていた宇喜多氏は、浦上氏が掌握を進めていた山陽道と瀬戸内の海運とを結びつける役割を期待されていたであろうことなどを推測しておきたい。

画像贊から読み取り得る宇喜多氏の出自情報として、もう一点注目したいのは、贊④大永三年（一五二三）の浦上村国と村宗らとの戦いで、「細川家臣河原林等」が、数十百人の首を斬った能家の「刃」を見聞して細川高国に伝えた、という記述である。仁木宏は、摂津の国人士豪として知られる河原林氏と姻戚関係にあった富松氏の一族が、一六世紀末の段階で宇喜多氏分限帳に登載され、宇喜多氏家臣になっていった可能性に触れている。⁽²⁵⁾そこで富松氏関係の史料を集め直してみると、坂東屋という屋号をもつ富松氏久が、將軍義植、ついで義晴を擁した細川高国と、伊達氏、白川氏、和知氏、船田氏、芳賀氏といった東北地方の諸勢力との間を仲介する役割を果たしている。かれら東北地方の諸勢力

は、京都の「時宜」や贈答金銭の多寡などにつき富松氏から助言を得ながら中央政権との関係を構築していたのである。富松氏久は、伊達氏の謝礼が遅延した際に、自身が伊達氏のもとまで催促に出向くよう高国から求められたり、使者の往来を請け負ったりしている。おそらく京都と東北との政治的な関係は、双方にとって旧知の商人の仲介で構築される場合があったのだろう。画像贊に現れる河原林氏の役割も富松氏久と同様のものではあったとすれば、細川高国に特徴的な地方勢力との関係形成の一例とも考えられよう。

以上、地域史料や画像贊の断片的な記述から、宇喜多能家の商人的な出自説を肯定的に追及してみたが、能家の出自に関する像主自身や著賛者九峰の力点は、実は海外交易との関連を連想させる賛①「本貫百濟王為り」ではなく、その次に続く賛②「雲仍、和泉を洄酌す」であったと考えられる。「雲」は自分から数えて九代目の子孫、「仍」は八代目の子孫、つまり「雲仍」は自分のちの遠い子孫の意、「和泉」はおそらく能家が和泉守の名乗りを許されたことにかけてのもの、「洄酌」は、近世以来の文献で必ずしも正確に翻刻されてこなかった語句だが、「祭祀に供するたれに遠く行潦を酌み取ること」で、「行潦」は「路上に溜まった源のない水」の意である。著賛者である九峰ら五山僧が敬慕した蘇軾の古典に「洄酌亭詩序」がある。瓊の城の東北隅で蘇軾が自ら見出した甘泉を土地の人に告げたところ、そののち汲む者が絶

えず、太守承義郎陸公に求められた亭名を洄酌とした、という内容である²⁶。洄酌と泉との組み合わせからして、九峰はこの古典をふまえたのだろう。能家は、百濟の王族に連なるのかもしれないし、海外交易に関わる商人的勢力であったのかもしれない。しかし能家は、先祖がどうあれ自分こそが、「雲仍」つまり遠孫から、宇喜多氏の新たな系譜の出発点つまり「源のない泉」として仰がれること、今後にその泉を「洄酌」する者の続出することを期したのである。

実際のところ能家は、この画像贊の前後で、「公方」の支配に服する名主層の一員から、足利政権に仕えるいわば「武士」の一員に転じたと考えられる。浦上村宗と宇喜多能家の両者が、義植政権下の守護赤松義村への反逆者から、義晴政権下の細川高国への臣従者に転身していった経緯を示す古文書・古記録類と、画像贊に示された戦功記事との照合作業を、次節で試みる。

二 戦功について

(一) 古記録との照合

画像贊当時の政治的・軍事情勢は、明応の政変に始まる將軍家の分裂に規定されている。能家は画像贊をみる限り、一貫して播磨、美作、備前の守護赤松氏のもとで守護代の地位にあった浦上氏に従っており、当初は則宗²⁷、のち村宗につく。しかし画像贊

で注目されるのは、むしろ細川京兆家の関係記事である。たとえ
ば贊⑥である。

(明応)八年、紀則宗美作前司、禍い蕭牆より起り(内か
ら乱が起り)、播の東軍と戦う。日山の陣を退きて、白幡
城に入る。親族群臣、首鼠(穴から首だけ出して外をうか
がっているネズミの意)して為さざる者夥し。能家切齒勵聲
して曰わく、人生二世の間、焉んぞ能く中央(あざやか、又
は、ひろいさま)として二有らんや、と。乃ち則宗に歸す。
衆皆能家の言に愧じて則宗に屬す。爰に於いて幼主と(を興
して力)下野前司源政秀の播の塩屋の壘に入り、力戦する
こと數なり。相府の台命に據り、細川故右京兆政元中使を
差し、永く東西和議し、三國の離心頓に休む。

播磨大山寺「本堂汗之記文」のいう赤松政則の「御他界」をう
けた後継者争いである。「後法興院記」は当時播磨で「錯乱」「大
合戦」が生じていたと記し、「大乘院寺社雜事記」は、赤松政則
の後継者争いが三勢力間で生じており、浦上氏は七条殿赤松政
元の息で最終的に赤松氏惣領の地位をつぐ義村を擁立していたと記
し、「実隆公記」は浦上則宗の「難儀」を記録する。

このうち、播磨の情勢を実隆に伝えていた五山僧の天隱龍沢
は、則宗が文亀二年(一五〇二)に死去する以前に、同人の寿像
贊を作成している。そのなかの一節に、「明応五年、従三品政則
公逝く。人心之を凶れ、群吻(人々のくちびる)閉じず。禍い蕭

牆より起り、東西鴻溝す(大きな隔たりが生じる)。累卵の危
うきが如し。斯の事を以て、相府并びに右京兆、和議を東西に講
ず。衆日を撰び、会盟して盃を挙ぐ」とある。將軍義澄と細川政
元との仲介を得て、政則後継をめぐる内乱が和議にいたったと述
べている。この浦上則宗寿像贊と、贊⑥との表現ないし文脈とは
類似している。争いが「蕭牆」より起こったが、「相府」と「右
京兆」との仲介を得て、「東西」すなわち主として浦上氏方と別
所氏方との「和議」が成立した、という内容の類似である。ふた
つの画像贊が、別個にこうした常套句を組み立てた可能性もある
が、のちにもみるとおり、能家画像贊が則宗画像贊を参照して作
成された可能性は高い。

次の贊⑨にみえる細川高国関連の記事は、さらに重要である。
永正十五年、紀村宗事を以て三石の壘に入る。群下に聴する
有り、水く一に決せず。能家寧ろ牛後と為るとも、卒に佗方
の臣と作らず。誓いて村宗に歸す。細川今京兆高國、書を投
じて忠議至誠に感ず。

先の贊⑥から二十年近く経過した永正十五年の動向を記したも
ので、この間に、浦上則宗は文亀二年(一五〇二)、細川政元は
永正四年(一五〇七)に死去しており、贊⑥の細川―浦上―宇喜
多の三者関係はいったん解消したとみられる。ではあらためて、
永正十五年に何が起きたかといえ、浦上村宗が三石の城に籠
り、これは守護赤松義村への反逆を意味しており、宇喜多氏の内

部では、対応をめぐり意見が分かれたものの、能家は決然として村宗に従うと決めたというのである。

浦上村宗が永正十五年の段階で三石に籠城したという事実は、現存する同時代の古文書や古記録では確認できていないが、翌永正十六年に、赤松則実と大内義興および伊勢貞陸との間で取り交わされた書状が「赤松家風条々事」に記録されており、参考になる。ここで則実は、大内義興に対しては「于今相静」、伊勢貞陸に対しては、將軍義植の上使の下向を伴ったことから、「心底兵部少輔（義村）可申入」と返答している。何よりも注目したいのは、義興が則実に対し、「老者達有御相談、無事之儀肝要候」と述べ、争いを調停する姿勢を示していることである。これ以前の永正十五年八月に、義興は將軍義植の許しを得て周防へ帰国しているが、依然として、細川高国と並び義植政権を支えようとする立場からの関与であろう。

ところが、ふたたび贊^⑨に目を転じると、あろうことか高国は、義村に叛いた村宗に従った能家の決断とその後の行動について称揚し、いわば争いを助長する側に回ったと読み取れるのである。続く贊^⑩によると、永正十六年には、村宗舎弟宗久が香丈登の塁を拠点に兄村宗と断交したという。畑和良の検討によると、宗久は父宗助の家、村宗は則宗やその養子であった則景ら浦上氏惣領の地位をつぐという立場の違いが存在したらしい。宗久はおそらく、兄村宗ではなく守護義村に従う選択をしたのだろう。

画像贊の語る宇喜多能家と戦国政治史（斎藤）

石田善人は、村宗と義村との戦いは、細川京兆家の後継をめぐる高国と澄元との戦いが再燃した永正十六年をもって本格化したはずであり、村宗舎弟宗久が永正十六年四月段階で政治的に健在であったこともふまえるならば、贊^⑨にみえる永正十五年からの対立開始説は、近世の「備前軍記」が画像贊の「年号を誤読」（一四三頁）したことによるかとみた。しかし村宗の三石籠城を示す贊^⑨は、原本で明確に「永正十五年」と書き出されており、続く贊^⑩は「十六年」と書き出されており、年紀は意識して記されている。播磨に莊園を有した法隆寺に対する永正十八年三月付の申状によると、浦上村宗が赤松義村に叛いた要因は、「不慮に傍輩の讒言に依り、近年不忠の子細有り」と号し、謂われ無く出仕を停止せられ」たことによるという。つまり村宗は、高国と澄元との対立再燃に従ったのではなく、固有の原因によって義村に叛いたのである。細川高国は、元は澄元派ながら表面上は和睦していた赤松義村の排除につながる地方政局の勃発をみて、その動きに乗ずることとしたのであり、その初期の機密的な判断を、贊^⑨は示しているのではないか。

ついで贊^⑪は、村宗・能家方と、播軍つまり赤松義村方との交戦を明記する。

同年（永正十六年）十二月、能家精兵二千餘を將いて、新田安養寺に陣す。侵掠して三石播軍の後を圍み、而して力を村宗に勦す。播軍忽ち圍を解きて退く。

同年十一月の頃から、現存する寺社本所側の記録にも、義村に対する村宗の反逆が見え始める。法隆寺領播磨国嶋荘に関する斑鳩寺の記録は、永正十六年十一月から十二月にかけて、「御屋形（赤松）義村様」が「浦上掃部助村宗を御対治」のため三石城へ攻め寄せたこと、しかし「落居」せず「俄かに和与の勢」となったこと、十二月晦日に義村が「御帰陣」したことを記す⁽³⁴⁾。並行して細川高国と赤松義村との対立も表面化し始める。この頃將軍義植は、澄元との関係を断つよう義村に命じ、高国と義村との間を調停し、澄元方と戦う高国を激励するなどしている⁽³⁵⁾。ところが翌永正十七年の二月に、高国が四国から攻め込んだ澄元方に敗北し、近江への没落を余儀なくされると、義植は高国に面会も同行もせず⁽³⁶⁾、それぞれどこか、同月に義村が澄元と義植とを仲介し⁽³⁷⁾、三月に義植は義村の尽力による「京都無事」を賞しているのである⁽³⁸⁾。寺社本所の記録では、機先を制したのは義植で、高国は「あわれ」だという観察もあつたらしい⁽³⁹⁾。

早くも同年五月には、高国方が反転攻勢に転じ京都を奪還する。そして高国は、何事もなかったかのように改めて將軍義植を戴く。しかし一方、次の贊⁽⁴⁰⁾は、義植を戴く高国が公然とは行いがたいような、しかし高国の本心の所在を示すような、義村方に対するすさまじい殲滅戦の様相を示す。

(永正)^(五)十七年七月八日、戦いて作の飯岡原に勝つ。敵軍の河水に溺死する者數十輩にして、首を斬ること級有り。十月

三日、村宗作陽に入り、岩山の南に陣す。能家二千餘を將いて従う。敵軍雲の如くして、其の勢當り難し。士卒皆散り、纔に残る者七十人なり。同四日、能家一戦して勝つ。同七日、敵軍瓜のごとく潰れ、村宗數百人の首を斬り、三石に歸す。

播磨斑鳩寺の「古代取集記録」は、この永正十七年の三月から十月にかけて生じた美作での戦いについて、義村方の敗北は十月六日であつたこと、小寺加賀守をはじめ「數百人」が戦死したこと、そのほか因幡、伯耆へ逃亡した「衆」のあつたことなどを記す⁽⁴⁰⁾。法隆寺の「官符宣記」も、「浦上城仁押寄」せた義村方の敗北は永正十七年十月六日であつたこと、小寺加賀守ほか「究竟の兵二百余輩」が戦死したことなどを記したのち、次のような村宗方の侵入、すなわち「彼の牢人出張」の様子を記す⁽⁴¹⁾。

然間同（永正十七年十月）十二日仁浦上掃部助村宗、備作兩國之率賊徒、播州室津迄攻上、猛勢満山野、狼煙隠天、鯨波動地間、国郡一時仁令滅亡畢、其時節鶴庄之儀、種々廻籌策、雖令防禦之、惡逆無道之凶徒等數千騎庄内仁乱入、追放寺庵・名主・庄官、奪取財宝、剽民屋過半令放火、結句寺家成之名田以下仁悉以新給人附置之、

年貢を納入できないことの理由づけがこの文書作成の目的であるから、作物の収納等を妨げた村宗方の「牢人」としての反逆性をことさらに誇張した記述となるのは当然である。ただここで確認しておきたいのは、画像贊で高国の意をうけているとされる能

家は、寺社本所の記録では無名の「備作両国の賊徒」「悪逆無道の凶徒等数千騎」の一人に埋没しており、階層としては、従来の寺庵、名主、庄官になり替わり、鵜荘になんらかの得分を有する「新給人」となることに関心を持つ勢力であったと読み取れることである。

ところが、永正十八年三月の將軍義植の出兵、高国による義晴の擁立、同年（大永元年）九月の浦上村宗による殺害と伝えられる赤松義村の死去などを経て、少なくとも能家が仕える村宗は、寺社本所からみても義植政権下の義村に反逆する「牢人」ではなく、義晴政権下の高国に仕えている事実が重視され始める。「二水記」は義植の出兵について、「右京大夫（高国）身上定令迷惑歟」と推測するが、事の推移を捉えていなかった筆者鷲尾隆康自身身の驚きを示すとも受け取れる。他方で「二水記」は、義晴が義村によって養育されてきたことを記し、「拾芥記」は、義晴の上洛について「浦上調法」によると記す。直後に村宗は、高国を介し義晴と公式に接触している。このように、高国が宿敵にあたる義澄、澄元系統に属した義晴を、赤松義村の庇護下から引き離し、將軍として擁立できたのは、村宗が永正十五年に義村に叛いたことで可能になっていた、という地方政局の先行を、贊⑨は示唆している。

こうして、義植から義晴への政権交代が進むものの、播磨・備前では旧義村方の反転攻勢が本格化する。とりわけ、永正十七年

の戦いで因幡、伯耆方面へ逃亡した旧義村方が引き込んだとみられる山名氏勢力との戦いが、贊⑬⑭に記されている。

⑬大永二年、播の東軍紀村國以下、淡従り播に入り大貫山に壘す。村宗則ち其の左右を圍む者數重なり。時に但の守山名次郎（誠豐）、間に乗じて播の永良に入る。東西軍互いに計りて成を請う。蓋し吾が邦の讎を捐てて他の山名の軍と戦を決す。既にして和議就る。⑭翌早く村國約を変じて戦を挑む、能家嶮に據ること半日程にして、小男四郎先倡して戦死す。能家直に軍中に入りて殊死を決せんと欲す。敵軍忽ち潰れ、數百人の首を斬り、村宗の軍に歸す。細川家臣河原林等視て之を聞し、高國乃ち書を以て其の功を感ず。

この戦いに関連して、斑鳩寺の「鵜庄引付」大永二年条は、「去年の春比ヨリ牢人」となった「小寺殿」や「備前之因州」が、淡路から福泊を経て播磨に入ったこと、義村遺児の「御曹司様（赤松道祖松丸・才松丸・のち政村・晴政）」は三石城つまり村宗の本拠に確保されていたこと、山名氏勢力の侵攻をうけて、播磨の国衆は退散したが、「因州」や「村景」は「山名殿ト同心」であったことなどを記す。この史料に関し石田善人は、「因州」は江戸期の文献と同様に「浦上因幡守村国」、村景は「実隆公記紙背文書」にみえる「うの、中つかさ」あるいは「東寺百合文書」にみえる赤松中務少輔に該当するかとみている（一五五頁）。

『大日本史料』も「因州」に「村国」と注記する。仮に因州＝村国

とすると、村国は山名氏勢力侵入の当初、村宗とともに山名方と戦った(賛⑬)ものの、のち山名氏への「同心」に転じ(鶴庄引付)、これを画像賛は、村宗に対する「変約」(賛⑭)と記載したことになる。画像賛でのみ判明する当事者の主張といえよう。

ところで、義村方が村宗方に大敗したのは永正十七年の十月だが、「鶴庄引付」は、村宗方と戦う旧義村方について、翌年の春の頃から「牢人」になったと記す。永正十八年三月の將軍義植の出奔没落は、旧義村方に対する体制的な評価を、「国方」から「牢人」へと転じさせる大きな影響力を持っていたのだろう。翌大永二年頃になって、寺社本所側は、かつて義植政権下の義村に対する反逆者、つまり「牢人」であった浦上村宗に対する細川高国の「合力」についても明記し始める。そのひとつである「二水記」は、村宗と戦う旧義村方を「牢人蜂起」「播州牢人」と記し、四国衆や山名氏の播磨侵入とあわせ記録している。他方で「春日社司祐維記」は、旧義村方とみられる小寺や別所小三郎が、浦上村宗を三石城へ撃退し播磨半国を支配下においたとの知らせをうけ、「別所方勝手ノ上者珍重也」と喜び、彼らを「牢人」ではなく、おそらく守護方を意味する「国方」と記し、書状や土産を届けようとしている。興福寺の「経尋記」も、浦上方の劣勢と小寺方の優勢とを記録し、両者の「和与」を「無為珍重」と評価している。興福寺や春日社は、播磨方面の安定について、依然として義植―義村方の勢力をあてにしたのだろう。

こうして、賛⑨で永正十五年以来とされる浦上村宗と細川高国との連携は、現存する寺社本所の記録では大永二年頃から広く明記されはじめるのだが、寺社本所側の記録の信頼性が高いのだとすれば、画像賛の認識はやはり、画像賛が作成された大永四年段階での、いわば文学的創作に属するのだろうか。

改めて注目したのは、寺社本所側の記録には、浦上村宗の名は散見するものの、その有力部将であった宇喜多能家は、無名の「備作両国の賊徒」「悪逆無道の凶徒等数千騎」に埋没しており、その名は全く記されていない事実である。これに対し高国は、その耳目となった河原林が、やはり寺社本所の記録に現れない村国と村宗とのいわば局地戦にまで入り込み、能家という存在を認識し、褒称の対象にしたというのである。寺社本所にとって取るに足らない地方勢力についても、高国は把握し評価する意志と能力をもっていたという事柄を、五山僧の画像賛は示している。永正十五年から始まっていたという高国と村宗との連携も、古文書や古記録に現れないからといって、一概に否定しざることはできないのではないか。かえって画像賛の方が、地方の動きに規定された中央の政治史の深層を示しているという目線で、再考を試みる価値があると思う。

(二) 古文書との照合

旧義村方が誘引したとみられる山名氏の勢力は、大永三年(一

五二三) 十月の敗北まで、播磨において優勢であった。劣勢であった浦上村宗は、従来の「牢人」段階から一転して、將軍義晴や寺社本所勢力の支持を得ながら、こうした情勢に対応しようとする。たとえば同年六月十三日に村宗は、將軍義晴から「白傘袋、毛氈鞍覆」の行装免許をうけ、礼として「鵝眼五千疋」ほかを献上している。同じ頃、興福寺の経尋は、寺領年貢を「疎略」にしないと述べる同年同月二十八日付の「屋形(赤松道祖松丸)返事」および「浦上(村宗)返事」がもたらされたことを記し、「珍重」と評価している。すでにみたとおり、興福寺や春日社は、播磨方面の安定については引き続き旧義村方をあてにしていたため、村宗はことさら赤松道祖松丸の擁立を示したのだろう。ただし、この頃の村宗の政治的行動として重要なのは、赤松義村遺児の擁立よりも、むしろ大永三年末に上洛し、高国および將軍義晴に拝謁したことである。寺社本所の記録には現れないが、能家画像贊の作成と付与も、この一連の動きのなかに位置付くであろう。贊⑮は次のように記す。

後に村宗に従いて高國に至る。則ち湛盧(天子が諸侯と宴するを詠じた詩経の篇名)の精、泛駕の騎(常軌に従わない馬ないし英雄)を賜う。能家長跪して焉を受く。寔に華袞(王公の服転じて王公をいう)の榮也。以て則宗・宗助・村宗に至るまで、數箇書を遣わし、固く家に傳え、遺るべからずして、匣に盈ちて之を秘す。僉な曰わく、軍中の一韓也、と。

画像贊の語る宇喜多能家と戦国政治史(斎藤)

村宗に随行して能家も上洛し、高国から宴席に招かれ馬を与えられたのだろう。一見して中央絵師の技量を示す能家画像も、この折の下賜品ではないか。続く「盈匣而秘之」は、従来「盟匣而秘之」と判読されてきた。しかし、おそらく能家画像贊が参照している則宗画像贊に、「直に手札を賜い、以て其の丹忠を賞する者、櫃に溢れ箱に盈つ。之を家に秘し、以て子孫の宝と為す也」という類似の表現があり、改めるべきだろう。さらに末尾では、『名臣言行録』の「軍中有一韓、西賊聞之心骨寒」をふまえて、「僉な」が能家を宋の韓琦になぞらえたという。では「僉な」とは誰か。再末尾の贊⑯をみると、

(九峰) 山野、紀氏の門に出入する者五十年餘、故を以て衆臣皆耐久の故意有り。能家法諱は常玖、予之に字して玄仲と曰う。斯の像に寄するに贊辭を求む。固辭するに勝えず、拙語を書して、以て數件の功勳を右に條理すと云う爾。

とある。能家は、著贊者である九峰と久しく交際してきた「紀氏」の「衆臣」つまり浦上氏の被官層から、韓琦を思い起こさせるような、ひとかどの「武士」と認められた様子を示す。

こうして浦上村宗や宇喜多能家は、寺社本所の目線では義植政権へ反逆する「牢人」であったものが、義晴政権に仕えるいわば「武士」に転身したと考えられるが、彼らの発給文書類から、こうした転身を検出することはできるだろうか。

浦上村宗の発給文書は、直状、奉書とも何点か残っている。永

正十六年（一五一九）十一月十六日付で難波田次郎に兵糧料を与えた書状⁵³は赤松義村との交戦期、大永三年とみられる八月二十七日付の八正衆徒中宛感状⁵⁴は山名氏との交戦期に、それぞれ対応する。大永二年には、徳禅寺に送経を謝す書状も出しており⁵⁵、村宗が京都の寺社本所から無事を祈祷される対象になっていたことを示す。ただし、村宗が義植政権および義村へ反抗したり、義晴政権および高国へ仕えたりした変遷は、こうした直状類よりも、むしろ奉書類に考察すべき点がある。先に見た大永三年に興福寺にもたらされた「屋形返事」で、村宗が明確に「道祖松申候」と明記している事実と比較して、以下に見る奉書類は、誰の意をうけた奉書か明示的でないところに注目したい。

村宗は永正十四年閏十月十一日付で、播磨松原八幡宮領を安堵する直状と奉書とを出している⁵⁶。このうち直状は、村宗が則宗および則景の後継者を自任する立場から発給したもので、奉書は、これとは別の所領を安堵したもので、贊⁹の永正十五年三石籠城に先立つ時期でもあることから、赤松義村の意を受けたものとみて差し支えない。問題は、永正十八年九月六日付で、同じ松原八幡宮の八正寺に対し、神役をつとめる周辺村の商人公事等を免除した奉書⁵⁷と、大永元年十二月付で、備前新田荘の商売馬について、諸公事を免許した奉書⁵⁸との命令主体である。畑和良は義村滅亡後の後者について、史料中に「三ヶ国」の語があることから、これは赤松氏の守護管轄下である播磨、備前、美作を指し、命令主体

は形式的にもせよ村宗が擁立していた赤松道祖松丸であり、村宗は広域の流通を支配するには赤松氏を擁立する必要があるとみる⁵⁹。受給者側がこの文書の命令主体を赤松氏と受け取った可能性は、たしかに高いと思う。

しかし、同じく商業流通に関わる前者の場合も同様に解釈できるだろうか。その発給時期は、村宗によるとされる義村殺害の直前なので、諸商人の公事免許を村宗に指示できる主体が義村であったとは考えにくい。一方で、義村生存期にその子息である道祖松丸が早々に擁立されていたかどうかも確認しがたい。もちろん受給者・受益者側は、そうした赤松氏内部の情勢など知る由もなく、漠然と赤松氏の命令を村宗が奉じたものと理解したかもしれない。しかしながら、永正十八年三月の將軍義植没落によって、高国と村宗との関係が公然化しつつあるなかで発給された二つの奉書は、表層客観的には赤松氏の奉書と理解され受給されていたとしても、深層主観的には細川高国の意をうけて発給されたものと捉え返せるのではないか。永正十五年以来の村宗や能家の行動を、高国に対する忠節と認める贊⁹は、同時期の古文書の解釈を左右する起点になり得ると思う。

つぎに能家本人の発給文書についてみてゆこう。これまでに確認されている現存文書は四点である。このうち、すでに赤松義村へ叛逆した村宗に従っていた頃の永正十六年二月付の文書は、宇喜多平左衛門尉の名乗りで、金岡領家村田下地を、近親者とみら

れる妙蓮禅尼の茶湯料として、西大寺内成光寺へ寄進している。納入すべき「公方正糧」や「公事」を明記したうえで、「同名一家中」に「違乱之輩」が出たならば、「地下公方として堅く御成敗あるべき」と記す。⁽⁶⁰⁾宇喜多一族は能家段階でも、地域社会では「公方」の支配下で「地下」に属し、年貢納入の義務を負っていた。賛⑨によれば、すでにこの時点で、能家は高国から村宗への従属を褒称されていたはずだが、能家の社会的身分を変えるにはいたっていない。

永正十八年三月の將軍義植没落、同年九月の義村殺害を経た大永元年十月付の文書は、能家とのみ署名し、宛名を欠くものの、難波次郎右衛門尉の違乱を退け、美作寺元名の領知を保証する内容で、「由」としめくり伝達していることから、村宗の意をうけた奉書だと指摘されている。⁽⁶¹⁾たしかにこの文書の前後にあたる賛⑫⑬は、能家が村宗に従っていたことを記している。画像賛の存在によって、奉書という古文書の性格を明らかにできる事例といえよう。

旧義村方が誘引した山名氏勢力の撤退期にあたる大永三年十一月付の文書⁽⁶²⁾でも、能家は依然として名主層の地位にあった。金岡東庄下分畠を西大寺内成光寺へ寄進するにあたり、「親類他仁」に「違乱」があれば、「地下公方として堅く成敗あるべし」と述べ、平左衛門尉の名乗りも維持するなど、永正十六年の文書と同じである。したがって、画像賛に連動する内容からみて、永正十

七年正月付であるかのようにみえる浦上村宗書状⁽⁶³⁾が、宛名の能家を「和泉守」と記しているのは不審である。高国や村宗に関係する場合の呼称と、地域社会における呼称とが使い分けられていたとも考え得るが、おそらくは画像賛の内容をふまえたうえでの江戸期創作の偽文書であろう。

最後の能家文書は、年紀未詳だが三月付で、難波四郎左衛門尉に対し、瑞泉寺分の土地に対する介入を非難し、よくよくの「分別」が「肝要」だと警告している。⁽⁶⁴⁾難波氏のなかには、賛⑬で村宗と対立した村国に従った一族もあり、⁽⁶⁵⁾こうした難波氏への対応は、大永元年段階では村宗の意をうけた奉書によったが、今回は自身の意志による書状によっており、能家の地位向上を示す。とくに、名乗りに従来の「平左衛門尉」にかえて「和泉守」を用いており、注目される。この名乗りの変更はいつ生じたのかだが、すでにみたとおり、賛②「雲仍、和泉を洄酌す」の一節があり、画像賛を得た上洛時に、おそらく三宅姓は堺に関係することも意識して、和泉守を名乗り始めたことに関わるだろう。

なお、能家はこののち、村宗が擁立した道祖松丸、すなわち政村のち晴政方の勢力により、天文三年（一五三四）六月に砥石城で殺害されたと考えられてきた。そうだとすれば、右の書状は大永五年から天文三年にかけての三月付の書状と考えられる。ところが最近、天文三年の能家滅亡説の根拠は江戸期の文献に限られており、能家は高国や村宗らが滅亡した天文三年以後も生存して

いたのではないかという見解が示された。根拠は、「言継卿記」天文十七年正月二十日から二十三日にかけての紙背文書である九月二十八日付の宇喜多和泉守殿宛赤松晴政書状である⁶⁶。政村が將軍義晴から偏諱を受領し、晴政と改めるのは天文九年であるから、この書状の年紀は天文九年から十六年の間に収まる。内容は「山科殿御公用」であることから、言継の手に渡り、その日記の紙背に用いられたものと考えられる。

すでにみた三宅国秀のように、いわば能家と同名異人というべき人物もいるなかで、宇喜多和泉守が能家本人であるとは限らない。また仮に能家本人であるとすれば、高国や村宗が減んだのちに、どのように自立の基盤を整えたのかなど、考えるべき点多い。しかしともかく、守護赤松氏から「恐々謹言」という書留文言の書状を贈られるまでになったこと、またその存在が、寺社本所の一角を占める山科家にまで知られるようになったことなど、この時期の宇喜多氏の地位が、能家以後に著しく高まった事実は読み取れる。こうした宇喜多氏の地位の出発点を画したのは、やはり義晴・高国政権に出仕した能家であり、その証としての画像贊の作成と受領であったといえよう。

おわりに

本稿で検討した宇喜多能家画像贊の焦点は二点である。

第一に、出自に関する贊②である。従来注目されてきたのは、百済王族出自説から連想される海外交易に関わる商人出自説であり、本稿でもその可能性を肯定的に追求した。しかし像主能家にとつて重要だったのは、先祖はどうあれ自身こそが、いわば「商人」から「武士」へと転じつつあった宇喜多氏の「泉(始祖)」として、「雲仍(遠孫)」から仰がれることだったのであり、こうした大胆な主張を支える古典として、著贊者の九峰は蘇軾の「洵酌亭詩序」という文学的権威を参照したのである。

第二に、「武士」の証である戦功に関する贊⑨である。かつて將軍足利義澄を戴いた細川澄元と、両者を追放して大内義興とともに將軍足利義植を戴いた細川高国との争乱が、永正十六年(一五一七)以後に本格的に再燃する。そのなかで將軍義植は、赤松義村の勧めで高国を見限り澄元を頼るなど、義植政権は崩壊に向かう。ところが、寺社本所の記録は概して義植に翻弄されたのみで、高国が、贊⑨ではむしろ機先を制し、永正十五年の段階で、固有の要因により赤松義村に抗した浦上村宗や宇喜多能家らの動きに乗じる機密的な判断を示したと読める。その結果高国は、義村庇護下の義晴を手中にできたのだとすれば、贊⑨はいわば、將軍交代という重大な中央政局の発端を示しているともいえる。こうした内容は、画像贊が作成された大永四年(一五二四)段階での文学的創作だろうか。しかし永正十五年の時点で、実際に高国が能家に「書を投じて忠議至誠に感」じたという事実がなかったのだ

とすれば、能家本人のための画像賛にそうした虚構があえて記されるとも考えにくい。仮にこのことを含めて文学的創作だったとしても、義植から義晴への將軍交代の一つの焦点であった赤松義村の排除が、細川高国に先立ち浦上村宗や宇喜多能家により着手されていたという地方政局の自立性や先行性は、おそくとも大永四年の段階で認められ記されたのである。五山文学の一角を占める画像賛は、古文書や古記録の記述内容に差し障らない範囲で参照するに止めるのではなく、むしろ賛⑨のように、古文書や古記録で得られる理解との齟齬を積極的に見出すことで、いわば当事者の主観に属する機密的な特色が浮かび上がるのではないか。

ところでもう一点、この画像賛でぜひ注目すべきは、戦場におけるおびただしい「梟首」「斬首」行為の記載である。宗教者の一員であるはずの五山僧が、こうした事柄を書き連ねていることへの違和感もあるかもしれない。しかしこのことは、像主である能家が戦場での大量殺戮を厭わず、従来の商人的な出自から決別したことを証し得る。他方で能家は、浦上氏歴代から得た文書の保管に意を用いた見識を評価されている。この二つが合わさって、「西賊」にすら恐れられた韓琦に匹敵するという人物像が造形されるのである。こうした漢語世界の古典をふまえて、能家を畏怖するにふさわしい「武士」だと認めようという動きが、浦上氏被官層の間でみられた可能性は、実務的な古文書や寺社本所の利害中心の古記録には現れにくい。画像賛を含む五山文学は、文

画像賛の語る宇喜多能家と戦国政治史（斎藤）

学的創造と客観的事実との中間に位置づく、いわば主観的な事実を記す史料として検討を加えるべき価値があると考えられる。

注

- (1) 伝来経緯は、斎藤夏来「宇喜多能家画像の伝来事情」（岡山地方史研究）一四六、二〇一八年）で論じた。
- (2) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成 新装版』（思文閣出版、二〇〇三年、初版一九八三年）一〇〇～一〇一頁、宮島新一『武家の肖像』（日本の美術三八五、至文堂、一九九八年）六八頁、朝倉尚『禅林の文学―詩会とその周辺―』（清文堂出版、二〇〇四年）二五六頁、今泉淑夫『禅僧たちの室町時代―中世禅林ものがたり―』（吉川弘文館、二〇一〇年）三二～三三、五八～五九頁。
- (3) 『蔭涼軒日録』寛正四年十一月十三日～二十一日条（愛知県史資料編九 中世二）九二九頁二四五号、「大乘院寺社雑事記」文明五年二月十五日条。
- (4) 朝倉前掲注2書（索引）、今泉前掲注2書など参照。
- (5) 蔭木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺―』（そしえて、一九八七年）二四八頁。
- (6) 『岡山県史』第五卷中世II、一九九一年、第二章第一節。以下、同書における石田の見解は、頁数を表記して示す。
- (7) 渡邊大門『戦国期赤松氏の研究』（岩田書院、二〇一〇年）一八三頁。
- (8) 画像は二〇一六年十月六日に撮影した。二〇一八年三月刊行の『大日本史料』九一二八、三四六頁（以下、『大』九一二八などと略記）の全文翻刻へも、依頼によりこの高精細画像を提供した。
- (9) しらが康義『戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊』（岡山県史研究）六、一九八四年）七頁、渡邊前掲注7書、一八二頁。

- (10) 根拠として、西大寺鐘樓の梵鐘（国指定重要文化財、高麗前期十〜十二世紀、『日本地理風俗大系』第十卷中国地方篇、新光社、一九三〇年、一四四〜一五三頁、藤井駿『吉備地方史の研究』法蔵館、一九七一年、一五七頁、『西大寺町誌』西大寺町誌刊行会、一九七一年、三二三〜三二四頁など参照）、『海東諸国紀』（田中健夫訳注、岩波文庫版、一九九一年、一四五〜一四六頁、渡邊大門『宇喜多直家・秀家―西国進究の魁とならん―』ミネルヴァ書房、二〇一一年、一九頁）など参照。
- (11) 岸田裕之『大名領国の経済構造』（岩波書店、二〇〇一年）三二四、三一四〜三二〇頁。
- (12) 山口啓二『幕藩制成立史の研究』（校倉書房、一九七四年）一五六頁。
- (13) 渡邊前掲注10書、三七頁。
- (14) 大西泰正「総論 備前宇喜多氏をめぐって」（同編『論集 西国大名と国衆―備前宇喜多氏』岩田書院、二〇一二年）一一〜一二頁（カッコも原文のまま）。
- (15) 藤井駿・水野恭一郎『岡山県古文書集』三（山陽図書出版、一九五六年）口絵。藤井前掲注10書、一五五〜一五七頁参照。
- (16) 『備前西大寺文書』（吉備地方中世古文書集成一、就実大学吉備地方文化研究所、二〇一七年）二七頁一六号。
- (17) 『備前西大寺文書』（前掲注16）二八〜三一頁一七〜二〇号、渡邊前掲注10書、三三頁。
- (18) 『備前西大寺文書』（前掲注16）三五頁二三号、渡邊前掲注7書、一八八頁。
- (19) 田中健夫「三宅国秀の琉球遠征計画をめぐって―その史料批判と中世日琉関係史上における意義について―」（竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年所収）、三宅克広「備前国連島の「海賊」三宅国秀について」（『倉敷の歴史』六、一九九六年）。
- (20) 「島津忠朝書状」（『黒岡帯刀氏所蔵文書』『大』九一〜一四、六〜七頁）。
- (21) 橋本雄『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―』（吉川弘文館、二〇〇五年）二二五〜二二六頁（初出一九九八年）、伊藤幸司
- 「大内氏の琉球通交」（『年報中世史研究』二八、二〇〇三年）一九五頁。
- (22) 斎藤夏来『五山僧がつなぐ列島史―足利政権期の宗教と政治―』（名古屋大学出版会、二〇一八年）一〇八〜一〇九頁。なお將軍義植の没落を永正十六年と誤記した。訂正したい。
- (23) 「室町幕府奉行人連署奉書案」（『黒岡帯刀氏所蔵文書』岡山県史編年史料）一〇九七頁二〇二六号）。
- (24) 仁木宏「戦国富松都市論―尼崎市富松城・富松集落の研究―」（『地域史研究―尼崎市立地域研究史料館紀要―』三三巻一、二〇〇三年）二七頁。
- (25) 「伊達成宗上落日記写」「富松氏久書状」「願神軒存爽算用状」「新開隆実奉書」「富松氏久書状」（以上、『伊達家文書之二』四七、七八、八〇、一〇一、一二二号）、「寺町通隆書状」（『熱海白川文書』）「富松氏久書状」（『結城文書』）（以上、小林清治「坂東屋富松と奥州大名」（『福大史学』四〇、一九八五年、四、五頁）など）。
- (26) 以上、「雲仍」と「洞酌」の語義は、諸橋轍次『大漢和辞典』巻六（大修館書店、一九八九年修訂第二版）一〇三六頁、『同』巻十二（同、一九九〇年修訂第二版）二五頁など参照。
- (27) 文明二年十一月二十日「浦上則宗書状」（『安仁神社文書』岡山県古文書集）三、一〇八頁）は、すでに宇喜多氏を従えていることを示す（渡邊前掲注7書、一八六頁参照）。
- (28) 以上の古記録類は、『史料綜覧』八編九〇九冊八八頁所収（東京大学史料編纂所HPで画像公開）。
- (29) 「浦上美作守（則宗）寿像贊」（『黙雲文集』『五山文学新集』五、一二二〜一三二頁）。
- (30) 『姫路市史八 史料編古代中世二』四八三頁一八〇号。
- (31) 畑和良「浦上村宗と守護権力」（『岡山地方史研究』二〇八、二〇〇六年）。
- (32) 『備前西大寺文書』（前掲注16）四七頁三五号。
- (33) 「官符宣記」（『大』九一〜一、二四〇頁）。
- (34) 「古代取集記録」（『大』九一〜一、二四二頁）。

- (35) 永正十五年十二月二日付、永正十六年十一月三日付、同年十二月八日付「足利義植御内書案」(「御内書案」『大』九一八、二八九頁、九一〇、五頁、五一頁)。
- (36) 「後法成寺尚通公記」「実隆公記」「守光公記」「二水記」「元長卿記」など『大』九一〇、四〇九頁以下。
- (37) 「細川澄元書状案」(「後法成寺尚通公記」永正十七年二月二十日条所収、『大』九一〇、四〇九頁)。
- (38) 永正十七年三月三日付「足利義植御内書案」(「足利家御内書案」『大』九一〇、四三四頁)。
- (39) 山田康弘『足利義植―戦国に生きた不屈の大將軍―』(中世武士選書三三、戎光祥出版、二〇一六年)二〇一頁。
- (40) 『大』九一一、二四二頁。
- (41) 『大』九一一、二四〇頁。
- (42) 「書写山十地坊過去帳」「東寺過去帳」など『大』九一二、二五一頁。
- (43) 『大』九一二、二六四頁。
- (44) 『大』九一三、一一八頁。
- (45) 「親孝日記」(『大』九一三、一七四頁)。
- (46) 以下、贊⑬⑭に関連する諸記録は、『大』九一六、三五六〜三六五頁を参照。
- (47) 「鶴庄引付」大永二年十一月条、大永三年十月条(『大』九一七、一四二〜一四三頁、『同』九一二、五二〜五三頁、(年紀未詳)十月二十五日付「鶴庄預所猛海請文」(「法隆寺文書」九七、『太子町史』三、二八八〜二八九頁)など参照。
- (48) 「御内書引付」(『大』九二〇、一四〇頁)。
- (49) 畑前掲注31論文、六頁。
- (50) 「二水記」「後法成寺関白記」など『大』九一二、一三二〜一三三、二〇四、二〇八〜二〇九頁)。
- (51) 前掲注29参照。木下優友(名古屋大学文学部学生)の講義レポートの指摘による。
- (52) 諸橋敏次『大漢和辞典』巻一(大修館書店、修訂第二版、一九八九年)八頁。
- (53) 「備前難波文書」(『大』九一〇、九頁)。
- (54) 「松原八幡神社文書」(『兵庫県史 史料編中世』二六九一頁、以下『兵』六九一頁と略記、『大』九一二、五七頁)。
- (55) 「徳禅寺文書」(『大』九一六、四〇頁)。
- (56) 「松原八幡神社文書」(『兵』六九〇頁)。
- (57) 「松原八幡神社文書」(『兵』六九一頁)。
- (58) 「尺村某・大国家文書」(『岡山県史 編年史料』一一一八頁二〇七六頁)。
岡山県立博物館平成二六年度企画展「岡山の城と戦国武将」(会期二〇一四年七月三二日〜九月七日)において原本が出陳された。
- (59) 畑前掲注31論文、一三頁。
- (60) 「備前西大寺文書」(前掲注16)四六頁(参考翻刻)。
- (61) 「備前難波文書」(『大』九一三、三〇九頁、『岡山県史 家わけ史料』二七頁、以下『家』二七頁と略記)、渡邊前掲注7書、一九四頁、前掲注10書、六八頁。
- (62) 「備前西大寺文書」(前掲注16)四八頁三六号。
- (63) 齋藤一興編「黄微古簡集」(寛政五年成立)所収(渡邊前掲注7書、一九一頁、前掲注10書、五二頁は真正文書として検討を加えている)。
- (64) 「宇喜多能家書状」(「備前難波文書」『家』二八頁)。
- (65) 「浦上村国書状」(「備前難波文書」『家』二七頁)。
- (66) 大西泰正「直家登場以前の宇喜多氏」(『戦国史研究』七一、二〇一六年)。

画像贊の語る宇喜多能家と戦国政治史(斎藤)

Abstract

Inscription on Ukita Yoshiie's Portrait and the Political History of the Sengoku Period

SAITO Natuski

The Okayama Prefectural Museum houses a portrait of UKITA Yoshiie, a 16th century Bizen warlord from the Sengoku Period. The painting, designated a National Important Cultural Property, bears an inscription that has been deciphered largely based on Edo Period transcriptions of the words. In this work, I have taken a closer look at the inscription based on a new high-definition infrared digital image of the colophon reproduced directly from the original painting. The content of the inscription, which was written in 1524 when Yoshiie was still in his prime, touches on two aspects of Yoshiie's life: his family background and his battlefield exploits. Regarding Yoshiie's background, a common assumption is that he is descended from the Baekje royal family. Yet from the inscription, Yoshiie himself contends that he rose out of the merchant class to become the knight class, and founded a new family lineage. Turning to military exploits, the skirmishes and battles of UKITA Yoshiie and other regional warlords helped secure HOSOKAWA Takakuni's support for the twelfth ASHIKAGA Shogun Yoshiharu in ways that are largely omitted from the documents and diaries of court nobles and monks living in the capital. Inscriptions on paintings, which are an integral part of the Zen GOZAN (five mountain) literary tradition of the 16th century, are not fictitious, but reflect the subjective reality of the calligraphers. Sixteenth century inscriptions can thus provide valuable insights into the political history of the Sengoku era.

Keywords: Literature of Zen GOZAN (five mountain), Inscriptions on Portrait, UKITA Yoshiie, HOSOKAWA Takakuni, Su Shi, Han Qi